

SOA ガバナンス規定

代表不在時規定

前文

本規定は、SOA(Server Owners Alliance)の代表が何らかの事情により活動不能・連絡不能等の「不在」状態に陥った場合において、組織運営の継続性を確保するための暫定的な権限移行および運用上の制限を定めるものである。代表個人への高度な依存(キーパーソン・リスク)を踏まえ、代表不在時であっても組織が安定的に機能し続けることを目的とする。

第1条(不在の定義)

本規定における「不在」とは、代表(らぜ)が次のいずれかに該当し、通常の代表としての職務遂行が困難な状態を指す。

- 一定期間(議会が定める日数)、連絡が取れない状態が継続している場合
- 本人または近親者等から、活動継続が困難である旨の申し出があった場合
- その他、議会が代表の職務遂行が実質的に不可能と判断した場合

第2条(暫定代表への権限移行)

- 代表が不在となった場合、共同代表である resisigu が、暫定的な代表(以下「暫定代表」という)として、所有権を含む代表権限を引き継ぐものとする。
- 暫定代表への権限移行は、代表不在の確認後、議会の承認を経て速やかに行う。
- 暫定代表は、代表本人が復帰するまでの間、通常の代表と同等の職務(第3条の制限を除く)を担う。

第3条(サーバー移行の制限)

代表の不在が確認された日から 4か月以内 は、SOAのサーバー(基盤・運営環境等)の移行・譲渡・統合その他これに準ずる重大な変更を、暫定代表を含むいかなる者も行いうることができないものとする。

本制限は、代表不在という不安定な状況下で不可逆的な組織変更が拙速に行われることを防ぎ、代表本人の復帰可能性および議会での十分な検討機会を確保するための措置である。

第4条(代表復帰時の扱い)

- 代表本人が復帰した場合、暫定代表(resisigu)は速やかに代表権限を本来の代表に返還するものとする。
- 暫定代表期間中に行われた意思決定については、第3条に反しない範囲で有効なものとし、復帰後の代表がその内容を議会とともに確認・追認する。

第5条(恒久的な不在が確定した場合)

代表本人の復帰が長期的に見込めないと議会が判断した場合、第3条に定める4か月の制限期間の満了後、議会は正式な後任代表の選出プロセスについて協議するものとする。この協議には暫定代表(resisigu)も参加するが、単独でこれを決定する権限は有しない。

附則

本規定は、SOA議会の承認をもって発効する。

改正にあたっては、議会での合議を必須とする。

本文書はガバナンス設計の検討材料として作成されたたたき台です。実際の運用にあたっては、SOAの規模・実情に応じて内容を調整してください。